



佐賀県公報

平成19年
1月17日
(水曜日)
第 12854号

平成十九年一月十七日

佐賀県知事 古川 康

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

- 都市計画事業変更の認可
(二五・まちづくり推進課) 一
- 道路の区域の変更
(二六・道路課) 一
- 道路の供用開始
(二七・〃) 二

公 告

- 公共測量の実施
(二八・〃) 二
- 鳥栖基山都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧(まちづくり推進課)
(二九・〃) 二
- 教育委員会事項
(三十・〃) 三
- 選挙管理委員会事項
(三一・〃) 四
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正
(三二・〃) 四
- 選挙管理委員会の招集
(三三・〃) 五
- 競争入札の参加者の資格
(三四・〃) 六
- 佐賀県警察本部舎電力供給に係る一般競争入札
(三四・〃) 七

教育委員会事項

- 指定技能教育施設の連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目
に対応する高等学校の科目的変更

選挙管理委員会事項

- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正
○選挙管理委員会の招集

公安委員会事項

- 競争入札の参加者の資格
- 佐賀県警察本部舎電力供給に係る一般競争入札

○ 告 示

佐賀県知事 古川 康

平成十九年一月十七日

●佐賀県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年一月十七日から平成十九年二月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 三・五・二十八号 水ヶ江町新郷線

三 事業施行期間

平成十二年三月十七日から

平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

收用の部分 変更なし
使用の部分 なし

一 施行者の名称
佐賀市

- 佐賀県告示第二十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の変更を認可した。

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル	区域
三養基郡みやき町大字坂口字五 本松三五八二番地先から 三養基郡みやき町大字坂口字四 本松三四二一番一地先まで	後	六・〇 五・〇	九〇・一・〇		
三養基郡みやき町大字坂口字五 本松三五八二番地先から 三養基郡みやき町大字坂口字四 本松三四二一番一地先まで	前	八・一 七・一一	九一・三・九		
三養基郡みやき町大字坂口字五 本松三五八二番地先から 三養基郡みやき町大字坂口字四 本松三四二一番一地先まで					

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県知事から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成19年1月17日

- 1 作業種類 公共測量（土地改良（水土里情報利活用促進事業にかかるGIS）の整備）
 2 作業期間 平成18年5月9日から平成23年3月31日まで
 3 作業地域 佐賀県全域

平成十九年一月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三養基郡みやき町大字坂口字五本松三五八二番地 先から 諸富西島線 三養基郡みやき町大字坂口字四本松三五八二番一 地先まで		平成十九・一・一八

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鳥栖基山都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。
 なお、鳥栖市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。
 平成19年1月17日

佐賀県知事 古川 康

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀県土地改良事業団体連合会長から公共測量の実施について

- 1 都市計画の種類及び名称
 (1) 鳥栖基山都市計画道路3・3・101号永吉高田線

				平成19年1月17日から平成19年1月31日まで
(2)	鳥栖基山都市計画道路3・4・128号高田赤川線			
(3)	鳥栖基山都市計画道路3・4・104号飯田蔵上線			
(4)	鳥栖基山都市計画道路3・3・107号酒井西宿町線			
2	都市計画を定める土地の区域			
(1)	鳥栖基山都市計画道路3・3・101号永吉高田線			
追加する部分	鳥栖市姫方町字障子田、原町字篠尾、字本原、字中尾、字ウグメ田、字大野及び字下原、桜町字丸尾、曾根崎町字原口、字遠島、字硯川、字四ツ木、字本成及び字都原、字原口、字遠島、字硯川、字四ツ木、字本成及び字落合並びに酒井西町字溝狭間及び字瘤深			
削除する部分	鳥栖市原町字篠尾、字本原、字中尾及び字大野、桜町字丸尾、曾根崎町字都原、字原口、字遠島、字硯川、字四ツ木、字本成及び字落合並びに酒井西町字溝狭間			
(2)	鳥栖基山都市計画道路3・4・128号高田赤川線			
追加する部分	鳥栖市高田町字中の坪、水屋町字小沢及び字菖蒲並びに酒井東町字赤川			
削除する部分	なし			
(3)	鳥栖基山都市計画道路3・4・104号飯田蔵上線			
追加する部分	なし			
削除する部分	鳥栖市曾根崎町字原口及び字遠島			
(4)	鳥栖基山都市計画道路3・3・107号酒井西宿町線			
追加する部分	鳥栖市酒井西町字若桜			
削除する部分	鳥栖市酒井西町字瘤深			
3	縦覧場所			
(1)	佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課			
(2)	鳥栖土木事務所			
(3)	鳥栖市整備課			
4	縦覧期間			
				都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鳥栖基山都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。
				なお、鳥栖市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。
				平成19年1月17日
			佐賀県知事 古川 康	
1	都市計画の種類及び名称			
(1)	鳥栖基山都市計画道路3・4・105号鳥栖駅平田線			
(2)	鳥栖基山都市計画道路3・5・106号鳥栖駅田代本町線			
(3)	鳥栖基山都市計画道路3・4・109号曾根崎高田線			
(4)	鳥栖基山都市計画道路3・4・110号榎町真木線			
(5)	鳥栖基山都市計画道路3・3・116号本鳥栖藤木線			
(6)	鳥栖基山都市計画道路3・3・117号鳥栖駅東線			
(7)	鳥栖基山都市計画道路3・4・119号鳥栖基山線			
(8)	鳥栖基山都市計画道路3・4・120号北部1号線			
(9)	鳥栖基山都市計画道路3・4・121号北部2号線			
(10)	鳥栖基山都市計画道路3・4・122号北部3号線			
(11)	鳥栖基山都市計画道路3・4・123号蔵上西線			
2	都市計画を定める土地の区域			
(1)	鳥栖基山都市計画道路3・4・105号鳥栖駅平田線			
追加する部分	なし			
削除する部分	なし			
(2)	鳥栖基山都市計画道路3・5・106号鳥栖駅田代本町線			

(3) 烏柄基山都市計画道路 3・4・109号曾根崎高田線
追加する部分 なし
削除する部分 なし

(4) 烏柄基山都市計画道路 3・4・110号榎町真木線
追加する部分 なし
削除する部分 なし

(5) 烏柄基山都市計画道路 3・3・116号本烏柄藤木線
追加する部分 なし
削除する部分 なし

(6) 烏柄基山都市計画道路 3・3・117号烏柄駅東線
追加する部分 なし
削除する部分 なし

(7) 烏柄基山都市計画道路 3・4・119号烏柄基山線
追加する部分 なし
削除する部分 なし

(8) 烏柄基山都市計画道路 3・4・120号北部1号線
追加する部分 なし
削除する部分 なし

(9) 烏柄基山都市計画道路 3・4・121号北部2号線
追加する部分 なし
削除する部分 なし

(10) 烏柄基山都市計画道路 3・4・122号北部3号線
追加する部分 なし
削除する部分 なし

(11) 烏柄基山都市計画道路 3・4・123号戻上西線

○ 教育委員会事項

◎佐賀県教育委員会告示第一号
学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に對応する高等学校の科目を次のとおり変更した。

平成十九年一月十七日

佐賀県教育委員会

委員長 安永

宏

		名 称	
		連携措置に係る科目	
		連携措置に係る科目に応する高等学校の科目	
旧	新		
簿記	ビジネス基礎	簿記	ビジネス基礎
簿記	情報処理	簿記	ビジネス基礎
簿記	ビジネス基礎	簿記	ビジネス基礎
簿記	ビジネス基礎	簿記	ビジネス基礎

○ 入札概要

佐賀県警察本部が発注する佐賀県警察本部庁舎の電力供給契約に係る競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告します。

平成19年1月17日

佐賀県知事 古川 康

1 調達をする物品の種類
電力

2 資格審査の申請時期

平成19年1月17日(水)から平成19年2月7日(水)までとします(その後も隨時受け付けを行いますが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがあります。)

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書(以下「申請書」という。)は、佐賀県庁のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)からダウンロードできます。

また、佐賀県出納局用度管財課用度担当(郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194)において随時配布します。

(2) 申請に必要な書類

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出してください。

ア 営業概要書
イ 業種及び取扱品目届
ウ 使用印鑑届
エ 委任状(支社等に入札等の権限を委任する場合)

オ 登記簿謄本(発行日から3箇月以内のもの)
カ 申請書を提出する直前の決算期における貸借対照表及び損益計算書
キ 県税に未納の額がないことを証する書類(申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの)

ク 地方消費税納税証明書(申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの)

ケ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類
コ 返信用封筒(長形3号)に80円切手をはり、あて名を記入したもの
サ その他必要と認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外國貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 入札に参加することができない者

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの

(2) 次のいずれかに該当する事実があつた後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者

する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量について不正の行為をした者

イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

<p>工 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者 才 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者 力 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者 い者 (3) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていなし</p> <p>5 資格及び資格審査 次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合は実態調査を行います。</p> <p>(1) 事業の経営状況 申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者にあっては営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経過していないものにあっては営業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合</p> <p>(2) 経営の規模 審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況</p> <p>(3) 契約の履行実績 審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合</p> <p>6 審査結果の通知 入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知します。</p> <p>7 資格の有効期間及び更新手続 入札参加資格の有効期限は、その資格を認定した日から平成20年12月31日までです。</p> <p>8 入札参加資格の取消し 4の(2)のアからカまでのいざれかに該当する行為を行つたと認められる者</p>	<p>については、入札参加資格認定を取り消すことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とします。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。 平成19年1月17日</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 名称 佐賀県警察本部庁舎電力供給</p> <p>(2) 特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 供給期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</p> <p>(4) 供給場所 佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部庁舎</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入</p>
--	--

	札参加資格を有する者であること。
3	入札参加資格を得るための申請の方法
2	2に掲げる入札参加資格のない者で入札への参加を希望するものは、本県の所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上提出すること。
1	申請書の入手先
3	申請書は佐賀県庁のホームページ（ http://www.pref.saga.lg.jp/ ）からダウンロードできます。また、(2)の部局においても随時配布します。
2	申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
4	入札参加条件
5	入札参加条件に関する資格審査結果の通知
6	当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
7	契約条項を示す場所
6	6の部局
8	入札説明書の交付方法
7	次の期間及び場所で随時交付します。
1	(1) 期間
8	平成19年1月26日（金）から同年2月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
2	(2) 場所
6	6の部局
9	仕様等に關する質疑応答
1	(1) 仕様等に關し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、平成19年2月16日（金）から同年2月22日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の部局まで持参し、又は郵送すること。
2	(2) 質問に対する回答は、回答書を作成し、平成19年2月26日（月）から同年3月2日（金）までの午前9時から午後5時までの間、6の部局において閲覧に供することにより行うものとします。
3	(3) 電話、電子メール、ファクシミリ等による質問は受け付けません。
10	入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
11	日本語及び日本国通貨
1	(1) 提出場所

6 の部局
(2) 受領期限

平成19年3月12日(月) 午前11時

(3) 提出方法

直接持参し、又は郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着)するこ

と。

12 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年3月12日(月) 午後2時

(2) 場所

佐賀県警察本部庁舎 別館1階 入札室

佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

13 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がないときは、別に定める日時に再度の入札を行います。

ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行います。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること

(現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関

が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書きをした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可。)。ただし、次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除します。

ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その保険証券を提出する者

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人及び公團を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行を証明する書面を提出する者

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号) 第115条第3項第3号の規定により免除します。

15 入札の無効

次に掲げる入札は、無効入札とします。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加資格条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当

該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たつて知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはいけません。
- (3) その他詳細は入札説明書によります。
- (4) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。
- (5) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る平成19年度予算が成立しない場合は、無効とします。この場合は、佐賀県公報により公告します。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Saga Prefectural Police Headquarters Building.
- (2) Delivery period : From 1 April 2007 through 31 March 2008.
- (3) Delivery place : Saga Prefectural Police Headquarters Building.
- (4) Time Limit for Tender : 11:00 AM, 12 March, 2007.
- (5) Contact Point where Documents for tendering a bid are available : Finance Section, Police Administration Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara Saga-City, Saga-Prefecture, Japan, 840-8540, Tel : 0952-24-1111